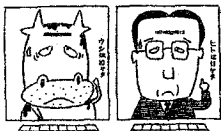


住基ネット差し止め福岡訴訟

第五回 口頭弁論に集まろう!

04年1月16日(金) 午前10時より 福岡地裁301号法廷



これぞ住基ネットを安全監視 2:猪本博

住基ネット差し止め 裁判を進める会ニュース

第10号

住基ネット差し止め裁判を進める会・九州

(共同代表) 石村善治・品野実・荒牧勢津夫

連絡先 福岡市南区高宮1-16-32 407 092(523)9662

E-mail stopiyukiq@aw7.mopera.ne.jp

「憲法13条によりプライバシー権が保障されている」とは 言い難い!?(被告側第三準備書面) — この暴論に反論します

本年一月八日の提訴から一年が過ぎようとしています。住基ネットの運用に怒るたくさんの方の市民のみなさんに支えられ、この裁判と支援の運動は着実に進んでいます。四回にわたる口頭弁論ではいずれも傍聴席はいっぱいとなりました。基本四情報が漏れても大したことはないという程度の感覚しかもちあわせていない政府・総務省に、私たち市民の怒りを突きつけてきたといえます。たたかいは、これからです。次回口頭弁論に集まり、さらに政府・総務省を追いつめましょう!

さらに住基制度そのものにはらまれている問題をえぐり出しながら、今日の住基ネットの犯罪性と違法性を暴く書面を準備しています。そして第二次訴訟原告の猪原さんは、有刑法や納税者番号制との関係で住基ネットの運用が市民にとって危険であることを訴える予定です。

被告・国と県は、前回の口頭弁論にむけて提出した準備書面で、驚くべき主張を行っています。「憲法十三条によりプライバシー権が保障されている」とは言い難い」と。これは暴論というほかはありません。一方的にすべての国民に十一桁の番号を付け、私たちの個人情報承諾もなく国の管理の下においた政府〓総務省。この彼らの人権感覚が、この主張にはしなくも露出しているのです。

いても、プライバシー権が実質的に確立していることは論議の余地はありません。被告の主張は、戦後憲法のもとで人権を確立するためのたまたかの成果をふみにじるものです。この暴論を基礎づけるために彼らは、法学者の文献や判例を強引に解釈し手前勝手に引用しています。弁護団は、この暴論への反論を行います。

口頭弁論終了後、県弁護士会館で報告集会をおこないます。この際に、住基ネットの危険性と監視カメラの実態を暴いた当会作成のビデオ「あなたも監視されている」を上映します。住基ネットと監視社会に反対するたたかいは、始まったばかりです。第五回口頭弁論に集まりましょう。

法学者の間でも、過去の裁判にお

猪原八郎さん(北九州自治連合会門司校区福祉部長)の原告意見陳述を予定

一月十六日(金) 午前九時四十五分 福岡地裁一階ロビーに集合